

(2020年9月20日受稿 2021年1月25日受理)

【原 著】

外国にルーツをもつ障害児の親の 子育てにおける困難の実態

——長野県の中国ルーツをもつ親の経験
における3つの観点からの考察——

菱田 博之 (飯田女子短期大学)

連絡先 E-mail : hishida@iidawjc.ac.jp

はじめに

本研究の目的は、長野県における外国にルーツをもつ障害児の親が日本において障害児を育てていく上で、どのような困難を抱えているかについて、当事者である親の困難感に焦点を当てたインタビューに基づき、後述する3つの観点に基づく分析的視点から、本課題のもつ重層性を明らかにすることである。本研究においては、外国で生まれ、その後来日し生活している人を「外国にルーツをもつ人々」、その子どもを「外国にルーツをもつ子ども」と定義する。日本で生活するための在留資格の種別は様々であるが、本稿では特に「身分に基づく在留資格」¹⁾に該当する人々とその生活における困難の様相について検討していく。

本研究の調査フィールドである長野県は、戦前より中国にルーツをもつ人々との関係が深い地域である²⁾。1972年の日中国交締結以後、長野県には中国帰国者³⁾やその家族が多く暮らしている。また外国人集住都市である飯田市と上田市を擁し、1990年の改正入管法の施行以降に来日したニューカマーと呼ばれる外国に

ルーツをもつ人が多く定住しているなど、以前から長野県は外国にルーツをもつ人への関心が高い地域であった。

近年、世界では貧困や格差の問題に伴う社会的排除に対抗するための政策としてソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の考え方が広まり、様々な困難や障壁を乗り越え誰もがその権利と尊厳を保障され、幸せに暮らすためにさまざまな啓発や取り組みがなされるようになった。

外国にルーツをもつ人々の生活が良いものとなるかどうかは、早期の受け入れ国による介入の有無に大きく左右される(OECD, 2018)。また、外国にルーツをもつ人びとが受け入れ国に社会的に包摂されるためには、「言語講座や職業訓練、職業紹介、社会への適応講習等の統合策に、早期にアクセスできるかどうかが重要」(OECD, 2018: 90)とされる。しかし、日本における外国にルーツをもつ人々を取り巻く状況については、日本語教育体制の不備(富谷, 2010)や雇用などの就労における問題(宮島, 2017; 永吉, 2020)、貧困(樋口, 2011)など様々な報告がなされており、外国にルーツをもつ人々の生活には複合的な困難があるとい

える。

日本には現在、外国にルーツをもつ人々の社会統合に関する根拠法令がなく、各自治体において、地域住民との課題や外国にルーツをもつ人びとの困難を踏まえた多文化共生⁴⁾の施策の推進が図られ、地域社会における課題の解決に向けた取組や啓発が進められてきている(総務省, 2006)。しかし一方で、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定している自治体の割合は、大きく異なっており、自治体の裁量によってサービスや支援内容に地域差が生じてしまっている⁵⁾。そのため、居住する自治体によっては、外国にルーツをもつ人びとが包摂ではなく排除・周縁化され、生活していく上での権利と尊厳が脅かされている状況に置かれていることが懸念される。

また近年、障害児者の権利についての意識も国際的に高まっており、2006年には国連障害者権利条約が成立した。日本は2014年に批准しているが、その前年の2013年に障害者差別解消法が成立し、障害者に対する不当な差別的扱いを禁止し、社会的障壁を除去するための合理的配慮によって、すべての障害者が社会的に包摂される共生社会が目指されるようになった。教育においては1978年のイギリスにおけるウォーノック報告や、1994年のサラマンカ声明を経て、「子どもの特別なニーズ」に合わせた教育の必要性が言及されてきている。試行錯誤が積み重ねられる中、子ども自身の教育ニーズにおける実態把握の難しさや、専門的な人材の不足や育成の問題、多職種連携によるライフサイクルを通じた継続的な支援の必要性などが課題となっている。しかし、外国にルーツをもつ障害児が排除されることなく親のねがいや本人の特別なニーズに沿った教育を受ける権利が求められている一方で、実際には学校教育システムにおける特別支援教育と通常の教育シ

ステムにおける日本語指導の狭間で、適切な教育が受けられていない子どもの存在が明らかになりつつある。日本は、2007年からの特別支援教育の制度化によって、通常学級になじまない子どもを特別支援学校や特別支援学級、通級など様々な教育の場にかに在籍させるかという文脈で「特別なニーズ」に配慮した教育を進めてきた。しかし、そのあり方が通常学級からの排除との指摘もあり(鈴木, 2010)、子ども一人ひとりの特性に合わせたインクルーシブな教育環境を十分に保障してこなかったという側面もある。外国人集住都市における調査では、特別支援在籍児童が通常の2倍の人数在籍しており、日本語の理解の問題が、知的障害とあやまって判断されているとし、子どもの学習権・教育権・発達権などへの侵害が懸念されている(毎日新聞デジタル版, 2019年9月1日)。また、特別支援教育の制度について、発達障害の子どもには拡大されているものの、それ以外の特別なニーズをもつ子どもには拡大されていないという指摘もある(荒川, 2017)。「日本語指導が必要な児童・生徒の受け入れ状況等に関する調査(日本語指導調査)」によれば、2016年5月時点で、日本語教育が必要な児童・生徒は43,947人いる(文部科学省, 2016)。その中で、日本語が分からないにもかかわらず日本語教育を受けられないまま授業を受けている子どもは1万人以上いるとされている(毎日新聞取材班, 2020)。

本研究の対象である障害児の親については、通常外国にルーツをもつ人びとが日本に包摂される際に、親自身が直面するコミュニケーション、情報や社会的資源へのアクセシビリティ、教育制度、就労や貧困などの困難に加え、障害児の養育やケアによる困難がさらに加わることで、より一層社会的な排除が懸念されるものの、外国にルーツをもつ障害児の親の当事者視

点からの実態はほとんど明らかになっていない。様々な困難が積み重なり、社会的に排除されやすい状況にあるとされる外国にルーツをもつ障害児の親の実態を反映した施策や支援の視点が導出されるには、外国にルーツをもつ障害児の親の困難が具体的に可視化される必要がある。その上で、国にルーツをもつ障害児の親や子どもの特長なニーズを包括的に捉え、日本語教育・母語・母文化保障と特別ニーズ教育が通常の教育システムでなされることを目指されるべきである。また、教育だけではなく、外国にルーツをもつ障害児の親が社会に包摂され、彼らのライフサイクルに合わせた支援が必要であると考えられるが、その実態は明らかとなっていない。

したがって本研究では、外国にルーツをもつ障害児の親に対し、来日してから現在までの様子と、障害児を育てる際の困難感に焦点を当て、親自身の日本での生活における困難と、障害児を育て、教育する際の困難の積み重なりを、親自身のライフストーリーや語りから明らかにする。

2018年に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が国会において成立した。日本への家族帯同と日本定住への道がさらに広がることとなり、今後ますます外国にルーツをもつ人々とその家族が増えていくことが予想される。そのような状況において、外国にルーツをもつ障害児の親がどのように日本や地域社会に包摂されるのか、その権利や尊厳、発達が保障されるのかという視点から検討することは、日本の社会のあり様を考える上で非常に重要である。

I. 本研究における分析的視角

外国にルーツをもつ障害児の親は、様々な社

会的資源が利用できないことによって日常生活に支障を来すことで、日本人の障害児の親よりも、また障害児のケアによって、外国にルーツをもつ健常児の親よりも社会的排除につながるリスクが高いといえる。したがって、外国にルーツをもつ障害児の親への支援を検討する際には、障害者の親自身の実態把握と、保護者と障害児を取り巻く社会環境や支援のあり方の検討の両方が必要となる。

そこで本研究では外国にルーツをもつ障害児の親の困難の実態を把握するため、①コミュニケーション手段の保障、②外国にルーツをもつ障害児を養育する親のニーズに基づいた制度やサービス、③外国にルーツをもつ障害児の親のライフサイクルを通じた支援の実現という3つの視点を通じて本課題のもつ重層性を、インタビュー調査を行いその実態を明らかにしていく。さらに外国にルーツをもつ障害児の親の困難感とは、その3つの観点の重層性(図1中央部)による社会的排除状況であるということを示す。

図中①に関しては、日本語教育や多言語対応、やさしい日本語表記など、生活や教育などにおける施策やサービスの理解やそのアクセシビリティを保障するためのコミュニケーションの在り方についてである。外国にルーツをもつ障害児の親へのインタビューから考察する。

図中②に関して、特別なニーズ教育という視点に立てば、障害児の特別なニーズをいかに保障する環境を用意できるかという点においてより多くの困難があると推察される。外国にルーツをもつ障害児の親が、日本で障害児を養育する際に実際にどのような困難を感じているのかについて、その実態をインタビューによって実証的に明らかにしたうえで、親のニーズや障害児本人の特別なニーズを踏まえた制度やサービスの在り方について論じる。

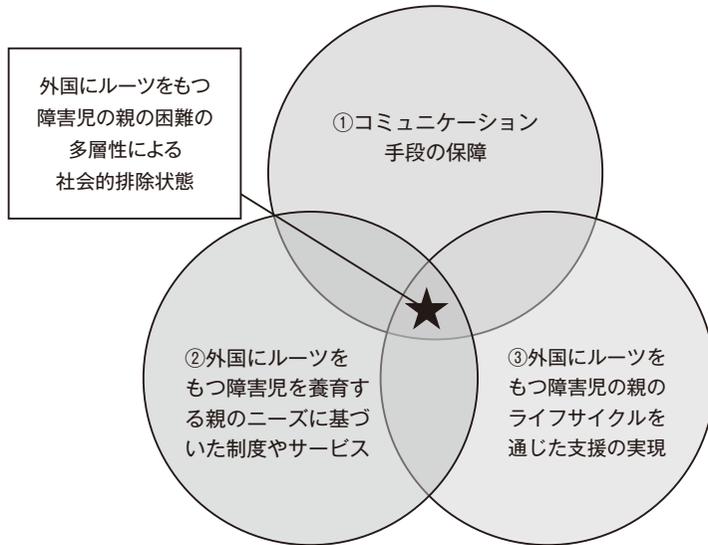


図1 外国にルーツをもつ障害児の親への障壁と困難を検討する際の3つの視点

図中③に関しては、外国にルーツをもつ障害児の親が社会に包摂され、彼らのライフサイクルに合わせた支援がなされる必要性について、外国にルーツをもつ障害児の親へのインタビュー調査を通じその困難な実態について論じる。

II. 調査の概要

本研究のフィールドである長野県は、上述のように、歴史的に中国や朝鮮半島の人々との関係が深い地域である。国籍別では中国人が多く暮らしており県内在住の外国人全体の25%（9379人）となっている（長野県，2020）。また、日系の南米人や、技能実習生、研修生、日本語学校への留学生など多くの外国にルーツをもつ人々が住んでいる地域でもある。

本研究では、長野県内に多く居住している中国にルーツをもつ障害児の親へのインタビュー調査を実施し、当事者の困難の実態の可視化を試みる。地域社会に暮らす誰もが、社会的に包

摂されるために、リスクや困難を抱えやすいとされるものの、その実態が明らかになっていない外国にルーツをもつ障害児の親に対するより適切な支援に資する視座の提供を試みる。

1. 調査対象者

長野県に在住の、外国にルーツをもつ障害児の親を対象とした。

2. 調査時期

インタビュー調査は2019年9月～11月に実施した。

3. 調査方法

外国にルーツをもつ障害児の親への調査については、スノーボール方式⁶⁾による半構造化面接法を用いた。質問紙の作成に当たっては、先行研究（藤原，2013；2015，三井，2013，山岡，2007，藤本・黒田，1999）を参考に、障害児を育てる親の状況について、言語・教育・家族・貧困・インフォーマルな支援・フォーマ

表1 インタビュー内容

基本属性	氏名・年齢・居住地・連絡先・出身国・国籍・在留資格・居住年数・家族構成・お子さんの障害名・手帳の有無・利用している社会福祉制度・日本語の習得状況・経済状況	
日本での生活を始めてから現在までの様子	・来日した理由 ・妊娠・出産前後の生活の様子 ・育児での苦勞	・来日時の苦勞 ・お子さんの障害が明らかになった時の様子 ・日本人家庭と比べて不満に感じる事
家庭での子育ての様子	・一番世話をしているのはだれか ・言葉（母語・日本語）について	・子育てで自分にしかできないこと ・教育について
子育てにおける環境	・文化について ・安心できる場所や人の存在	・必要なサービスや制度 ・相談できる場所や人の存在
親自身のねがい	・親自身のねがい ・親自身の目標	・親自身の余暇について ・お子さんの将来について

ルな支援・親のねがい・親自身の人生という観点から、質問項目を作成した（表1）。

基本的属性についての聞き取りの後、来日当時から現在に至るまでの様子について、これまでの日本での経験をできるだけ詳細に語ってもらえるよう時系列に沿って尋ねた。

その後、質問項目に沿って、自由に答えてもらった。Bさん、Cさんに関しては、母国語での回答を通訳者が翻訳した音声データを逐語化し、インタビュー結果として使用した。

4. 倫理的配慮

インタビュー調査の協力依頼を行う際には、事前に研究目的と調査の概要、個人情報取り扱い、調査協力者の権利などについて、書面にて説明を行い、同意を書面で得た。書面の表記については多文化共生における情報へのアクセシビリティの観点から「やさしい日本語」に準じた。また日本語の理解度に応じて、対象者と同じ文化圏出身のキーパーソンに通訳を依頼し、研究の説明・協力依頼後、同意を得たうえでインタビューが実施された。なお、本研究実施に先立ち、筆者の所属先における研究倫理審査の承認を得ている（飯田女子短期大学研究倫理審査委員会承認番号：31-2号、令和元年8

月21日）。

Ⅲ. 結果と考察

中国にルーツをもつ障害児の親である3名のインタビュー協力者から回答を得られた（表2）。また、本研究の分析的視角における具体的な実態が明らかとなった（図2）。以下、外国にルーツをもつ障害児の親の困難についての詳細について、それぞれ検討していく。

なお、調査協力者のインタビュー内容について、図1の分析的視角における3点から検討し考察した（以下、「」は本人の語り、（ ）は筆者補足、……は省略の意味で用いた）。

1. コミュニケーション手段の保障

戦後日本における、外国にルーツをもつ人への日本語教育は、留学生教育を中心に構築されてきており、ニューカマーなどを対象とした日本語教育が国内各地で実施されてきたのは、ここ20年程度である。日本語でのコミュニケーションが不十分な場合、技能面でも言語面でも低く評価されるために不利な労働条件で就労することで、彼らの言語能力の向上を妨げるといふ悪循環や、言語によってその後の日本におけ

表2 回答者3名のプロフィール

氏名	年齢・性別	居住地	日本在住年数	日本語の習得状況	在留資格	お子さんについて(年齢・障害名)	世帯の家族構成・親族
Aさん	40代女性	長野県E市	20年以上	日本語能力検定N2認定(注)	身分・地位に基づく在留資格(特別永住者)	長男(20代・脊髄変成症)	本人・夫・長男・次男(市内に夫の父親・母親・夫の兄弟3人とその家族が在住)
Bさん	50代女性	長野県E市	20年以上	日常会話は困難	身分・地位に基づく在留資格(永住者)	長男(10代後半・知的障害他)	夫・本人・長女(20代・県外在住)・長男
Cさん	40代男性	長野県F市	9年	日常会話は困難。現在日本語の初級の講座を受講するも中断	身分・地位に基づく在留資格(永住者)	長女(小学生中学年・脳性麻痺)	本人・妻・長女・長男(県内に本人の妹家族)

(注) 日本語能力検定は、1984年に、国際交流基金と日本国際教育支援協会(当時：日本国際教育協会)の2団体が日本語を母語としない人たちの日本語能力を測定し認定する試験として開始された。N1～N4までの段階があり、N2とは日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができるということを日本語能力検定によって認定されていることを示している。

(参考) 日本語能力試験ホームページ (<https://www.jlpt.jp/about/message.html>)

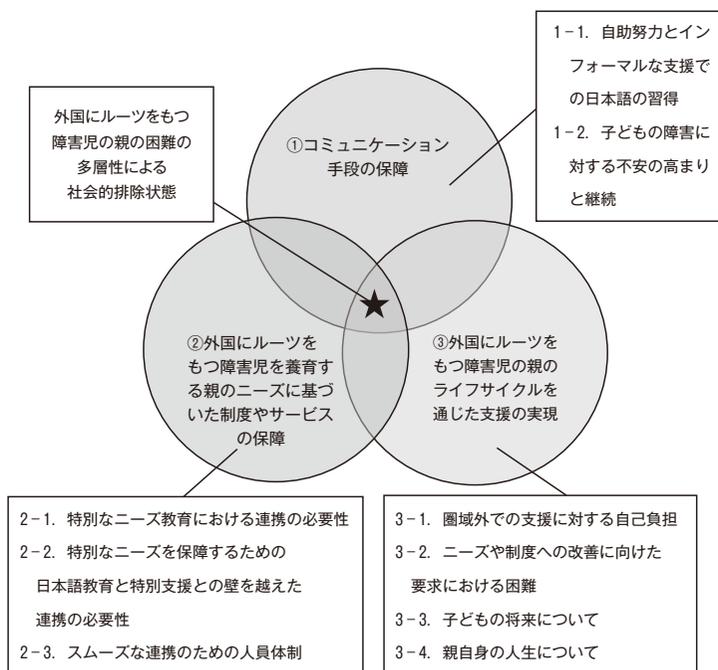


図2 外国にルーツをもつ障害児の親の困難におけるインタビュー調査からの具体的様相(図1に基づく)

る生活の質が左右されることが指摘されている(飯田, 1996)。

1980年代より増えた中国帰国事業において、中国からの帰国者やその家族などが日本語を習得する機会がほとんどなかったため、外国にルーツをもつ人々が日本で生活するために必要な、日本語でのコミュニケーション能力を保障する教育はごく限られていた(富谷, 2010)。

したがって、日本社会で暮らすうえでのコミュニケーションとして、日本語教育は大変重要であるが、国の施策としての対応は不十分であったと言わざるを得ない。

1-1. 自助努力とインフォーマルな支援での日本語の習得

回答者3名に共通することは、それぞれの日本語話力の程度の違いは別にして、来日時からかなりの年数が経過した現在においても自身の日本語能力の困難さを意識し、現在もその向上を希望していることである。それぞれ日本に移住する理由は様々であるが、日本での生活を安定させるために必要な語学研修などのフォーマルな支援へのアクセスは来日当初から非常に限られていた。日本には移民に対する法的根拠がないため、そのようなフォーマルな支援は、現在より脆弱であり、理解のある一部の個人的なつながりやインフォーマルな支援に限られた中で、試行錯誤を重ねざるを得ない状況にあったといえる。

Aさんの義母が残留孤児であったため、定住先において日本人の親戚のサポートを受けることが出来たが、それでも日本語を習得するのは苦労があったことが窺える。自治体からの支援は生活指導員などが配置されてはいるが、期限が限られており日本の生活に慣れるまでの支援は不十分さを感じていた様子であった。

「(義理の母の)親戚の家。……(来日して)1か月、おじさんの家に住んでたんで、毎日食事の時は……食べながら、これ何ですかとか、あれ何ですかとか……ほんとに授業みたいに勉強したりしてた……最初の2、3年間はほんとにすごく、まともな話ができない。片言ぐらいとか(しかしゃべれない)。どこ行ってもペンとか紙(を)持って、その、書く……」(Aさん)

「中国から来た時は……市の方から、生活指導員の方が各家庭の方について……分からないこと教えてくれてたりしてた……1年2年ぐらいはついてたけど、その後はもう(つかない)」(Aさん)

かなり日本語の習得に苦労していたAさんであるが、来日まもなく就職した会社の経営者が外国にルーツをもつ人に寛容な経営者夫婦であったため、就労や語学等のサポートを受けることが出来ていたようである。

「就職先の社長と奥さんが……片言ぐらいの中国語できる。……毎日もう(日本語を)教えてくれてたりして。学校の小学生の教科書みたいのをあいうえおとか書いてたやつをコピーして、私たちの方に持ってきて……これどういう意味、あれどういう意味って。ほんとにその会社勤めた時はすごく助けてもらった」(Aさん)。

Aさんは現在多文化共生を推進するNPO法人に勤務し、外国にルーツをもつ人への支援を担当している。非常に流ちょうな日本語を話されるが、それでも自らの日本語能力の困難さと向上に対する苦労を感じているようである。

「(日本語能力検定2級を)取ったんだけど、そ

こから全然伸びなくて……留学生って、日本語うまいですね。私たちはダメだから(笑)。……一番(に)思うのは、ほんとに早く勉強したいなと思う。今まで延びて(先延ばしにしている)、ちゃんと勉強してない。で、今まだやりたいというのでも、この歳でだしできるかなーと思う。……やっぱり一番……後悔してるかというのは、(日本語を)ちゃんと勉強してないこと」(Aさん)

流ちょうな日本語を話すAさんであるが、より難しい日本語に関して、日本語教育の専門家から学習する機会がなかったため、本人が望む日本語能力と、現状との差を認識している様子が窺える。一方、Bさん、Cさんは、現在も日本語を日常生活で話すことに困難さを感じており、Aさん同様に日本語能力の向上を希望している。

「日本語勉強……ずっと最初から(笑)。ずっと最初のままで伸びてない……(いま勉強したいことはなんですか?との筆者の問に対して)やっぱり日本語を勉強したい。恥ずかしい(笑)」(Bさん)

Bさんは、先に来日した夫やBさんと一緒に来日した長女が、日本語が上達していく中で、日本語の上達の機会を逸しており、日本語をうまく使えないことに対する負い目を感じていることが窺われた。

「日本語教室に通ってはいるんですけど、なかなか朝、仕事、朝早く起きないといけないといけませんので。そうですね。ちょっと継続するのが難しいなあ、その日本語教室(筆者注:19時から21時に開催されている)、疲れて」(Cさん)

Cさんは、より待遇の良い条件での就職を目指し、ハローワークが主催している勤労者向けの日本語教室に通っている。しかし、日本語の習得に集中できる環境ではないため、仕事と日常生活と日本語教室との間でバランスを取ることに苦勞しており、日本語の学習継続が困難になってきている状況におかれている。3名に共通するのは、来日した当初、日本語でのコミュニケーションへの公的な支援へのアクセスは限定的であったということである。日本の生活への対応に際して、家族、親族、就職先、中国人コミュニティなどのインフォーマルなつながりによる個別的な支援と、本人自身が戸惑いながらの自助努力によるところが大きいということである。しかし、日本の生活が長くなったにもかかわらず、現在3名とも未だ日本語の学習の必要性を感じている。これは、教育や会社があるとともに、多言語対応など、情報アクセシビリティが進んでいない状況を反映しているといえよう。

1-2. 子どもの障害に対する不安の高まりと継続

子どもの発達の様子に違和感を抱いた時、親は不安にさいなまれる。子どもの障害の原因がはっきりする場合もあれば、原因がわからずいつまでも不安を抱え続ける場合もあり、いずれにしても親の心身に大きな負担を与えつづける。保健師を対象にして、外国にルーツをもつ親子における対応が困難な事例を検討した研究では、子どもの精神発達の問題が最も多くなっており、外国にルーツをもつ親に対する子どもの発達へのサポートの難しさが報告されている(奥野・五十嵐・成田・山崎・高橋, 2012)。

一方、外国にルーツをもつ障害児の親の当事者

としての経験として、Aさん、Bさんに共通することは、子どもの発達に対する不安に加え、医療機関におけるコミュニケーションの困難さと、日本語によるコミュニケーションの困難さが相まって、不安感のさらなる高まりと、その継続であるといえよう。

「(子どもの病院受診でも医者が)早口でしゃべってて、何しゃべってるか分からなくて。やっぱりあの、また「先生書いてください」ってお願いしたりして、いろいろ書いてくれたもの。それを家帰ったらまた調べたりする。まあ、徐々に子ども風邪とか熱とか、それは、のどの風邪とかお腹の風邪とか、それくらいは分かるようになった(笑)」(Aさん)

「日本の病院、市の方とか、いろんな制度とか。それが分からないから、病院に検査とかした時も、先生は普通に日本人みたいに説明してくれて。……全部説明してたんだけど、自分は、その中の(説明が)自分には、ちょっとわずかにしか分からないとか、そういうところ」(Bさん)

Aさん、Bさんは、日本語でのコミュニケーションが難しかったために、検査や障害の説明について十分理解できないままの状況にあった。医療機関側の外国にルーツをもつ障害児の親へのコミュニケーション保障の必要性の認識や配慮が当時は十分ではなかったといえる。結果、親としては当然である子どもの発達に対する不安と、不明な点を問うことができない不満とが積み重なりつつも、自らのコミュニケーション能力を原因としてあきらめざるをえない状況があったといえる。一方、Bさんは、何か目立った行動やトラブルを起こすことで、在留資格に影響し、日本での生活が継続できなくな

ることに不安を感じていた。子どもの障害やそれにつわる生活の様々な困難を感じたとしても、それを表立って抗議することが日本の生活の基盤を揺るがせかねないと感じた場合、さまざまな意見表明や権利の行使を抑制させてしまう状況があるといえる。

このように、医療や福祉を外国にルーツをもつ障害児の親が利用する際、言語や制度などいくつもの障壁や困難がある一方、多言語対応や通訳などのコミュニケーション保障や社会資源へのアクセシビリティが不十分であったため、子どもの障害に関するさまざまな対応をあきらめざるを得ない社会的・心理的状況があったと推察される。

現在では、長野県において、長野市と飯田市が医療通訳を養成し、医療機関への医療通訳の配置を進めている。また、一部の私立病院が独自に中国語や英語の受診体制を整備しているが、県内の一部自治体にとどまっている状況である。

なお、これらの問題は、日本における医療ソーシャルワーカー(MSW)の不足、法的未整備がその背景にあるといえよう。

2. 外国にルーツをもつ障害児を養育する親のニーズに基づいた制度やサービスの保障

一般に、障害児家族は複合的な不利を抱えるリスクが高く、障害児の親は複数の困難を抱えるとされており、これらのリスク複数の困難は「制度の不備や社会資源や支援の担い手不足、障害児者とその家族に対する地域社会の理解の希薄さなどに由来する社会的な問題である」(藤原, 2015: 17)と指摘されている。また、障害児の保護者への支援に関しては、先行研究において障害者の保護者としてのアイデンティティの再構築と、保護者と子を取り巻く社会環境や保護者と子へのサポートの担い手やそのあ

り方そのものに対する（社会的）支援のあり方の考察という二つの必要性が言及されている（要田，1999；春日，2001；土屋，2002；藤原，2006；中根，2006）。

2-1. 特別なニーズ教育における連携の必要性

外国にルーツをもつ子どもは多様性に富み、通常の日本の指導計画通りにいかない場合が想定されるため、子どもの多様なニーズに沿った学習と発達の機会が保障される必要がある。外国にルーツをもつ障害児の親にとって、子どもの教育や社会生活をどのように保障するかということは、大変重要であり、また悩ましいことでもあるだろう。

「病院のソーシャルワーカーさん……ケアマネージャーさん……最初の市の職員も子どもの福祉課の職員さんも、……いろいろな制度とか、すごくいろいろ教えていただいて……手配して（くれ）たり、……（特別支援学校での）支援会議、……そういう時は、ケアマネさんとか市の職員と、病院の先生とあと看護師さんも……けっこう（な）人数でやった。子どもに対して、できるだけできることはやってあげたい（ということ）」（Aさん）

「検査の内容とか、何かお知らせとか、字が、漢字がけっこうありまして、およそのことは見当がつかます。でも、いよいよ分からない時は、通訳さん通じてお願いして」（Cさん）

「教育委員会の力借りて……今、（圏域外の）リハビリ施設（以下D施設とする）の学校通うのも、市役所の教育委員会の方からアドバイスもらって、はい。それで（D施設の学校に）決まりました。で、今の学校（D施設）……毎日リハビリできますね。すごくメリット感じま

す」（Cさん）

「普通は、障害重い子だったら、市の方に言っ
て、ケアマネージャーつけてくれて、そういう
どういうサービス受けれるとか、説明とかいろ
いろある。長男の場合は、普通の子と障害重い
子の……中間らへんにいて、学校では普通の対
応ってなってるから、普通の子とも一緒に、
……そういう子達に対しては、やっぱりあ
の、例えば（特別支援）学校行ったらこういう
支援ある、行かなければこういう支援はない。
あの一、先生（と）1対1とか、そういう見て
くれる先生もいないから、それはもうちょっと
サービス（が）充実してほしいなと思う」（B
さん）

AさんとCさんからは、外国にルーツをもつ障害児やその親に対し、支援者が組織の制約を超えて、外国にルーツをもつ障害児のためにより良い環境を保障しようと連携する様子が語られた。Cさんは、長女の障害についての理解や就学に際し、自治体の外国語相談員や医療通訳、圏域の教育委員会の就学相談を通じた多職種連携による支援を受け、長女の障害の理解やニーズに合わせた教育を考えることが出来ていた。

一方、Bさんからは障害が重複しているものの、その障害が比較的軽度であり、重度障害の場合に比べ制度やサービスが少ないこと、また、子どもの特別なニーズに対応した教育の保障のためのさらなる人員や体制整備の必要性について語られた。

2-2. 特別なニーズを保障するための日本語教育と特別支援との壁を超えた連携の必要性

Bさんは、保育園で子どもの言語発達と理

解の遅れが聴覚障害によるものだとわかり、その後言語理解の遅れも疑われるようになった。齋藤（2017）は、外国にルーツをもつ子どもにとっての日本語は「外国語」ではなく、「生活のための二番目の言語」として、人としての成長の根幹を支えるものであるとされ、全人的教育ともいえる重要なものであると指摘している。子どもが今後もずっと日本社会で生きていくのであれば、日本語を学習する必要がある、日本社会のルールや文化を理解していく必要もあろう。Bさんは、長男の言語能力をどのように発達させていくかという障害児の親の一般的な悩みに加え、自身が教えることのできない日本語中心の学校教育に対する悩みも抱いていた。

「話（すことが）遅れてるからちょっと心配で、教えたいんだけど、それ、自分は中国語で、子どもは日本語で。その、どうするって。そういう考えで、やっぱり中国に連れて帰った。……子どもとの間で、中国語で話しかけると、……覚ええないし、そういう環境じゃないから……日本語だと、あの、自分は発音いまいちなんだけど、日本語がうまくないし、子どもとの交流なかなか難しい。それであの、もう5歳ぐらいになると、もうそろそろ小学校上がる……できないと、いろいろ困ったこと出てくるから。それ考えて、中国に連れて（帰って）……やっぱり中国語先覚えて、……いつも中国語で交流して……」（Bさん）

長男の言語の概念の獲得のために、日本と母国との生活との間で試行錯誤しながら、子どもに思考の土台となる言語としての母語を身に着けさせようと苦労していた。Bさんは、日本で子どものニーズに合わせた教育の機会を求めたが、母語での教育が日本でできず、中国に戻っ

て教育するという選択をせざるを得なかった。長男が5歳の時に中国に戻り、長男に中国語での教育を行い、3年後小学生になった長男と再来日したが、日本の教育体制が本人の教育ニーズに十分に答えられず日本語の習得と学校生活に苦労する状況があった。

「（5歳から中国に戻り、8歳で日本に戻ってきて）2年間は、日本語教育センターから先生（を）派遣して、学校の方に来ていただいて、日本語教えてもらったりして……2年間勉強したんだけど、続き（を）まだ教えてほしいだったんだけど、そこは、障害者（を）対象（に）できる日本語支援ではなく……（外国にルーツをもつ）子どもの日本語支援だったんで。それで、人手不足で先生も足りなくて（適切な日本語支援が受けられなかった）……日本語できないと、うまく友達と一緒に、コミュニケーションできない。で、先生の授業分からない、それで、勉強ついていけない。……特別な子だから、特別にやってもらえるといいな」（Bさん）
「中学行った時は……少人数学級の方に、特別支援みたいの？そこに入れてほしいんだけど、やはり先生がいなくて、それ（が）できなかった。普通の子どもたちと同じ授業してた。……ずっと希望出したんだけど、先生がいらない。……そういう支援の（を）していただければまた違くなるかなって思うけれども。あの、自分はほんとに、この子に対して、この子の様子で、何やればいいのか、親としては、どこまでやればいいのか、どういう風に支えていくのかも、そこも分からないから」（Bさん）

日本語教育の公的な支援制度が「外国にルーツをもつ子ども」という対象のみで、「発達障害など」の子どもが想定されておらず、なおかつ人員と支援期間も限られた状況であったこと

が窺える。そのような状況で本人の「障害」と「日本語理解」の二つの障壁や困難に対し、本人の発達に合わせた方法で日本語を学んでいくという、特別なニーズを踏まえた教育の体制整備の必要性が改めて浮き彫りとなった。Bさんは、母語で教えられる環境で言語を学ばせたいと、中国に帰国し3年間過ごす選択をした。日本の学校教育において、発達に寄り添った教育と日本語教育と母語を十分に保障する体制は難しく、またBさん自身も日本語を長男に教えていくことが困難であり、日本での教育を途中で中断せざるを得ない状況であったと考えられる。あらためて外国にルーツをもつ障害児の親へのニーズに応じた教育を保障することへの困難が示されているといえよう。

文科省は、将来の外国人児童生徒の増加を踏まえ、教育の重点項目に外国にルーツをもつ障害児への支援を挙げ、特別支援学校における日本語と母語支援者の配置と、特別支援教育と外国人児童生徒指導の双方を学ぶ教員研修の機会充実を盛り込んでいる（文部科学省、2019年）。このような実態を踏まえれば、教育現場へ即時に導入する必要がある。

2-3. スムーズな連携のための人員体制

Aさんは、自治体の窓口担当が一定期間で他部署へ異動してしまう人事体制が、外国にルーツをもつ障害児の親への支援を難しくさせていると指摘している。本来、窓口担当は、支援の入り口として重要な位置にある。

「(市役所の担当が) 顔覚えるようになったら変わったりする。私よく思うんだけど、なんでしょっちゅう替わらなきゃいけないの？ ずっとやればいいじゃんて(思う)。ちゃんと仕事(に) 対しても全部把握できてる、もうすごくベテランになってた人達が、違う部署に異動し

たりする」(Aさん)

外国にルーツをもつ人々を支援する現場の担い手については、言語教育・労働・医療・人権・入管業務などが複雑に絡まり合うため、従来のようなボランティアや市民主体の活動や、一定期間で異動を繰り返す行政型人事では限界がある(佐藤、2018)。そのため「多文化共生に関心と熱意のある職員をじっくり養成し、専門家として固定配置する」(佐藤、2018: 117) 必要性が指摘されており、外国にルーツをもつ障害児の親のニーズに即した人員体制が求められている。また相談者ひとりひとりの状況に応じた柔軟性が求められ、外国にルーツをもつ人々かつ障害児者の親である人を支援するためには、さらなる専門的な知識や制度に精通しておく必要がある。

3. 外国にルーツをもつ障害児の親のライフサイクルを通じた支援の実現

障害の有無に関係なく、親は子どもの将来についてねがいをもっている。しかし障害児の親は、その裏にある現実をも認識し不安を抱いている。外国にルーツをもつ親の場合は、親亡き後、我が子の生活が日本できちんと保障されるかどうかについての不安感はひととき大きい。

3-1. 圏域外での支援に対する自己負担

Cさんは、子どもの特別なニーズに合わせた教育が圏域外でしか保障できないことにより、居住地からの送迎費用という大きな金銭的負担を個人的に強いられていた。また、そのことで、家計がひっ迫している状況について語られた。

「ほんとにお金がなくて、長女の送り迎え、かなりかかります……送り迎えは全部私。限られ

た給料の中で……ほんとに生活が厳しい……(地元の児童発達支援施設に)通っている間は、あの、障害者年金のようなお金(筆者注:特別児童扶養手当)、……D施設に行くようになったら、それも一切なくなって⁷⁾。……長女の(D施設への)……ちょっと何かサービスがあれば助かる……通えるか通えないか、けっこう今難しい段階なんです。そうすると、政府の方(で)何か、制度、補助があればありがたい。……とにかくお金がかかる。車も最近故障が多く、修理代もかかっている」(Cさん)

Cさんの住む自治体は、中山間地であり、都市部に比べて交通インフラの整備が十分とは言えず、多くの住民が移動に自家用車を必要としている。特に障害児者の親においては、近隣に学校や療育やリハビリ施設がないため、送迎には自家用車が必要となり、その分健常児者の家庭よりも家計に大きな負担がかかっている。不安定な就労状況にあるCさんにとっては、その影響は特に深刻である。自治体からの補助制度はあるが、日本語でのコミュニケーションの困難を背景とした、情報アクセシビリティの困難によって制度の詳細がわからないままであった。さらに、圏域内に適切な療育施設がなかった。やむをえず圏域外の施設に通うことが必要となった場合に、個人の収入による自己負担ではなく「必要原則に基づいた財やサービスの再分配の強化」(熊谷2018:109)が必要である。Cさんは、子どものニーズに沿った教育の選択に対して、自己責任ともいべき負担増を強いられている。

障害のある人とその家族は、障害のない人々とその家族よりも経済的社会的不利益を被ることが高いとされ、「アクセシブルではない環境や、適切な健康・リハビリテーションサービスへのアクセスの欠如によって、貧困が原因で、

現在の健康状態が障害へと転じる可能性が高まることもある」(WHO, 2011 = 2013:53)との指摘がある。貧困や社会的排除がきっかけで、障害児とその家族の健康が悪化する可能性も指摘されている。家計を悪化させ貧困のリスクを増加させないことと、ニーズに応じた教育を保障するための必要経費に対する公的な保障を国や自治体に対して求めていく必要があろう。

3-2. ニーズや制度への改善に向けた要求における困難

外国にルーツをもつ障害児の親が、自らの権利を行使しようとしても、コミュニケーションの問題や制度の知識に加え、在留資格に影響を与えるのではないかと不安によってその訴えを自ら抑制してしまうことで、その困難やニーズが不可視化されてしまう。

「永住の手続き取れるまでは、もし何か法律的なこととか何かあった時は、ビザの更新に影響……。それも心配で、でもほんとにそこ、影響あるかどうか分からないんだけど、分からないから……もし何か、影響起こしたらいけないなって思ってる」(Bさん)

日本の地域社会の一員として、真に包摂されるためには、自らの権利や困難の改善を訴えても日本での暮らしが脅かされないこと、つまり外国にルーツをもつ人々の市民権が法律で保障されることが必要になってくるであろう。

3-3. 子どもの将来について

それぞれ子どもの障害の状況は異なっているが、やはり子どもの将来についての心配については3名とも共通している。

「私たちも……（年老いて）病院に歩いて来れないとき（来れないように）なったらどうするのかなんて思って、私死んだ後のこと……親以外に、こんなに面倒見てくれる人いないじゃないですか。……私たち、死んだ後は、生活、保障できないじゃないですか」（Aさん）

「（親としての願いについての質問に対して）仕事できる。良い仕事見つけて、仕事できる。それで、息子が、将来家庭持って、自分で生活できる、それです。……（長男が）会社の方に入れたとして、どこまで仕事できるのか。長く続けて使ってくれるかどうか。それでまたあの、給料は雇用が障害者っていう時は安くなって、自分の生活に足りるかどうか心配で、たぶんあの、障害者って何万円くらいしかもらえない」（Bさん）

「（圏域外の）学校通うのも将来のためにいろいろ勉強して、知識身につけて、あの、ちゃんとした職業、身につけて、自立できるように、あの、親はいつまでもついていけるわけじゃなくて、自分1人でも生活できるように、そのために……（圏域外の学校に）行かせていますね」（Cさん）。

3-4. 親自身の人生について

子どもの将来を案じ、惜しみない労力を費やしている一方、親自身の人生やこれからの展望について尋ねた。日本では障害児の養育に対する家族の負担はまだ大きい。そのような中、ひとりの人間としての生き方やねがいについてはあまり触れられることはなく、親自身から語られることは少ない。外国にルーツをもつ障害児の親の思いが語られ、受け止められる場は少ないようである。

「……みんな子離れできるようになったけど、私いつになっても子離れできない。……みんな、朝から夜中まで遊んでるのに、じゃあ私途中で帰るって言って（帰ることになる）。（友人に）合わすことできない」（Aさん）

Aさんは、「健常児者の親」と「障害児の親」との非対称性についても語られた。外国にルーツをもつ親同士でも、また障害児の親同士でも必ずしも気持ちを共有できるかどうかはわからず、そのため子どもに対する思いを他者と共有しづらく孤立しやすい状況にあるといえる。

「今やっぱり今子ども中心になって、将来……自分のこと考える、まだそんな状態じゃない。私たちはできる仕事は限られてる。働きたいのに土日祭日仕事しないとできない、子どもの面倒見ないといけない……そういう支援があるといいな……できれば仕事したい……毎日同じこと考えたりするから外出の方がいい」（Bさん）

Bさんは長男の生活援助に追われている状況からの脱却と、自分の生活の在り方について考え、将来の展望のもとに就労を考えている。しかし、日本語という障壁や自らのスキルと、子どもの日常生活支援との両立に不安を感じており、日本語や、障害児の親が就労するためのサポートを必要としている。

「家事に追われて、仕事に追われて、精神的余裕何一つもない」（Cさん）

Cさんについては、仕事と、家事と週末の長女の送迎でかなり疲弊しており、自らを相対化し、今後について考える余裕がない様子であった。

親が障害児の成人期以降を考えるにあたり、藤原（2015）は、親が「介在しながらも徐々に家族依存から脱することが家族の抱える現在と未来の困難を軽減することになる」（藤原：2015：255）と指摘している。障害児を育てる親は、子どもの支援に埋没してしまうのではなく、親自身のアイデンティティと発達をどのように保障するかについて近年検討されるようになってきている。外国にルーツをもつ障害児の親が日本での障害児の子育て経験を経て、今後どのように生きていくのかについても検討される必要がある。

おわりに

長野県における外国にルーツをもつ障害児の親自身の体験による困難の実態を、本研究における3つの分析的視角から検討した。インタビュー調査を通じて、親を取り巻く親戚や知人、職場などのインフォーマルな支援、学校教育や自治体の支援などのフォーマルな支援の一端が、明らかとなった。親子の特別なニーズと現状とのギャップを、自助努力で埋めることに期待するのではなく、困難とニーズの実態を踏まえたより専門的で弾力的な支援の整備が早急に必要である。

外国にルーツをもつ障害児と親のコミュニケーションの保障については、Aさんの事例のように、地域住民が外国にルーツをもつ人の困難に対し、生活の延長線上で寄り添い、日本語習得への支援を提供するということが、地域におけるインクルーシブな社会を実現するための実践として重要である。しかし、自治体・教育・医療機関など障害児のケアに関わる重要な社会資源においては、さまざまな背景を持つ人々が利用することを想定し、多言語対応や

ICT技術の積極的活用など、公的なコミュニケーション手段の拡充を早急に整備すべきである。

次にニーズに基づいたサービスや制度の必要性である。外国にルーツをもつ障害児の親には、上記に述べたコミュニケーションなどの日常生活の困難への対処に加え、障害児を養育する際のコーディネーター役としての負担がかかる。藤原（2006）は、障害の重い子どもの親の役割について「重度障害者の場合には、表現そのものの援助だけではなく、伝えたいことの中身を援助者が察知し、アドボカシー機能を果たしていくことが要求される」（藤原，2006：40）とし、社会との媒介を果たすコーディネートの役割も課せられるとしている。しかし、日本の教育場面における日本語教育と母語保障のための体制と、特別支援教育とをうまくコーディネートする役割が不十分なため、親自身が模索せねばならない状況が起きている。子どもの発達を保障するために、その特別なニーズを捉え、有機的に医療、教育場面等に繋ぐことに対し多くの困難を感じている中、多職種の連携が注目されている。子どもの特別なニーズを包括的に捉え、日本語教育と特別支援教育の知見を踏まえた専門家の育成・配置が急がれる。

日本においては、いまだ外国にルーツをもつ人々は、マジョリティである「日本人」に合わせて設計された制度から排除されているマイノリティとしての側面がある。

UNDP（2014）は、水平的不平等（ジェンダー、移民などの共通の特性）の集団について、国家の政策とコミュニティの支援網によって、その国に居住するすべての人がその潜在能力を十全に発揮できるような社会の制度、構造、規範の見直しが必要であるとしている。国や自治体は、本研究によって示された外国に

ルーツをもつ障害児の親の困難の重層性による社会的排除状況を、日本社会における構造的な課題として積極的に介入し、その周縁化を食い止める必要がある。

本研究でのインタビューで明らかになったように、外国にルーツをもつ障害児の親は、日本語でのコミュニケーションの難しさ、教育制度、医療制度、就労など様々な制約によって、親の特別なニーズの保障を十分主張できる存在となりえていない。日本で長期間生活しているながら、ライフサイクルを通じた支援が十分得られず、権利や制度、サービスの変革を求めることも難しい状況に留め置かれてしまっている。結果、外国にルーツをもつ人としての困難と、障害児の親としての困難が層を成し、積み重なることで、社会的存在としての外国にルーツをもつ障害児の親が不可視化され、その窮状が自治体に届きにくく、また日本人との非対称性によってその困難と課題が自己責任化されてしまうという悪循環に陥る危険性がある。外国にルーツをもつ障害児の親が体験している困難が可視化されること、そして権利の主体として訴えが自治体の施策に反映されることが求められよう。

このような状況は、1970年代の障害児の親の子どもの就学運動や、外国人集住都市における外国にルーツをもつ人々による社会運動と重なる部分があるといえる。つまり、権利の主体として認められず、社会において客体化させられてしまっている存在が、その権利と尊厳を求めて支援者と連帯し、直面させられている問題を可視化し、自らのねがいと要求を実現するための運動であるという点において共通性があるといえよう。不就学状態に置かれた障害児とその親が教育の権利を求めたように、また外国人集住都市会議が外国人住民の諸権利を求めたように（外国人集住都市会議、2019）、外国に

ルーツをもつ障害児の親が支援者とともに権利擁護を訴え、日本での生活における困難の重層性を可視化させ、ねがいと要求を実現するための主体となっていくことが必要ではないだろうか。そして、日本政府や国に対し、外国にルーツをもつ障害児の親が日本で生活していくための特別なニーズに基づいた教育の保障を求めていくとともに、親のライフサイクルを念頭に置いた、切れ目のない支援体制の必要性を訴えていく必要がある。

日本は、高度経済成長が終わり、幾度かの経済危機が訪れ、権利と社会福祉の保障は、財政を圧迫するものとして敬遠され、国としての責任がますます縮小している。社会保障や社会福祉分野では「自助・公助・共助」という概念がよく用いられるが、その定義や解釈は一義的ではなく、新自由主義の影響から揺らいでいる⁸⁾。今後ますます自己責任・自助努力を求める方向性は進んでいくと考えられ、権利や尊厳が守られた生活を送るための地域社会の住民の実態を踏まえた支え合いのあり方が問われている。

本稿執筆中に、新型コロナウイルスの世界的流行により甚大な被害が発生しており、現時点で収束の予測は立っていない。コロナ禍によって、女性、障害者、難民、偏見に苦しむ人々など、国内外で脆弱な立場にある人びとがもっとも大きな打撃を受けているとされ（UNDP ホームページ）、包摂を目指す社会にとって予断を許さない危機的状況である。しかしながら、このような状況下においても、あらゆる差異に対する理解と包摂が目指されるべきであり、困難や社会的障壁を連帯によって乗り越え、誰もが暮らしやすい社会環境の実現に向けた不断の努力を重ねていく必要がある。

今後の研究課題として、今回のインタビューの対象者が中国にルーツをもつ人のみであることから、他の外国をルーツにもつ保護者の状況

についても比較し、その困難における客観性を高めていく必要がある。また、今回インタビュー調査を行った自治体以外の対象、例えば住民の支援者やアクター、地域社会の在り方についても検討し、外国にルーツをもつ障害児の親の困難とその克服のための今後の在り方についてさらに重層的に考察していく必要がある。

特に、学校教育現場と自治体との連携についての課題が浮き彫りとなった。近年打ち出された施策が、外国にルーツをもつ障害児やその親一人ひとりの特別なニーズを踏まえた教育に資するために、学校教育現場における外国にルーツをもつ障害児とその親に対する支援の連携について調査する必要がある。

(ひしだ ひろゆき)

謝辞

本研究において、筆者の依頼に対し快くインタビューに応じてくださったAさん、Bさん、Cさん並びに、通訳をお引き受けくださった支援スタッフの方に心より感謝申し上げます。

注

- 1) 「身分に基づく在留資格」とは、「定住者」(主に日系人)、「永住者」, 「日本人の配偶者等」, 「永住者の配偶者等」が該当し、日本での就労に関する活動には制限がない在留資格である。出入国在留管理庁ホームページ「在留資格一覧表」(<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/kanri/qaq5.pdf>) (最終アクセス日: 2021年2月11日)。
- 2) 日露戦争後に本格化した満州(中国東北部)への移民は、全国から約32万人とされるが、長野県は全国で最も多い約3万7千人余りであり、最も多くの犠牲者を出したとされる(大日方, 2018)。また県南部にある平岡ダムは、1940年代の戦時下、朝鮮人労働者、連合軍俘虜、中国人強制連行労働者が劣悪な条件によって働かされ、多くの犠牲者を出しながら当時「東洋一のダム」として建設されたという(天龍村, 2000)。大日方悦夫(2018)『満州分村移民を拒否した村長 佐々木忠綱の生き方と信念』信濃毎日新聞社, 2018年, pp.86-94。天龍村史編纂委員会(2000)『天龍村史』天龍村, pp.1173-1192。
- 3) 中国帰国者とは、1972年の日中国交締結以後に日本へ永住(帰国)・定住するようになった中国残留日本人とその家族のことを指し、1980年代に入ってから日本での定着や自立を促進する支援策が講じられる際に用いられ始めた呼称とされる(南, 2016)。南誠(2016)『中国帰国者をめぐる包摂と排除の歴史社会学: 境界文化の生成とそのポリティクス』明石書店, p.15。
- 4) 多文化共生は「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」(総務省, 2006)と定義され、具体的には「コミュニケーション支援」「生活支援」「多文化共生の地域づくり」および「多文化共生施策の推進体制の整備」の4つの観点が挙げられている。当事者である外国にルーツをもつ住民や自治体・支援者によって、多文化共生を推進する上での課題の解決に向けた取組について啓発が進められてきている(総務省, 2006)。
- 5) 多文化共生の推進に係る指針・計画を策定している自治体の割合は、政令指定都市が100%であるのに対し、都道府県では98%(46県・前年から1県増)、政令指定都市を除く市では68%(524市・前年比4市増)、特別区では91%(21区・前年比3区増)、町では27%(199町・前年比2市増)、村では12%(22村・前年比1村減)となっている(総務省, 2019)。総務省「多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000633899.pdf) (最終アクセス日: 2020年9月1日)。
- 6) スノーボールサンプリングとも呼ばれ有意抽出法の一つである。研究参加者を通常の方法で募ることが難しい場合、研究参加者による紹介を通じて研究対象を探していく方法である。
- 7) 長野県内にあるD施設は、病院と特別支援学校が同じ建物の上下に併設された形の施設である。Cさんのお子さんは就学に伴い、病棟内で生活し、平日はそこから上階にある特別支援学校に通学している。よって自宅から離

れ、入所扱いとなったため、世帯から外れ特別児童扶養手当の対象から外れたということである。

- 8) 里見 (2013) は、伝統的に「自助」は個人を指し、「共助」は家庭、地域社会を、「公助」は公的部門を指していたが、2006年の「社会保障のあり方に関する懇談会」(2006年5月26日)において、「共助」を「負担の見返りとしての受給権を保障する仕組み」という「社会保険方式」とすべきとした。また「公助」を「困窮などの状況」に対する救貧的な「公的扶助や社会福祉」と解釈された。この考え方は、従来公助中心又は社会保障中心であったものから、新自由主義的な選別的・救貧の方向に社会保障を引き戻すものとして批判されている。里見賢治「厚生労働省の「自助・共助・公助」の特異な新解釈—問われる研究者の理論的・政策的感度—」『社会政策』第5巻、第2号、2013年、pp.1-4。

文献

- Alana Officer, Aleksandra Posarac (eds.), World Report on Disability 2011, World Health Organization. 2011. (=長瀬修監訳, 石川ミカ訳 (2013)『世界障害報告書』明石書店, p.52).
- 荒川智 (2017)「特別の支援を必要とする子どもの教育に関する政策動向—日本語指導を中心に—」『茨城大学教育実践研究』No.36, pp.189-195.
- 樋口直人 (2011)「第1章総論「移住者と貧困」をめぐる日本的構図」移住連貧困プロジェクト編『日本で暮らす移住者の貧困』, pp.9-16.
- 藤本文朗・黒田学編著 (1999)『障害児と家族のノーマライゼーション 滋賀の「障害をもつ子どもたちの実態調査」から』群青社.
- 藤原里佐 (2006)『重度障害者家族の生活: ケアする母親とジェンダー』明石書店.
- 藤原里佐 (2013)「複合的な困難という視点からみる虐待と障害」松本伊知郎編『子ども虐待と家族—「重なり合う不利」と社会支援—』明石書店.
- 藤原里佐 (2015)「障害児者家族の困難と支援の方向性—母親に偏在するケア役割をめぐって」『障害者問題研究』第42巻、第4号、pp.10-17.
- 外国人集住都市会議「新たな外国人材の受入れについて (意見書)」(<https://www.shujutoshi.jp/pdf/ikensyo2018.pdf>). (最終アクセス日: 2020年8月11日)
- 飯田敏郎 (1996)「都市社会におけるエスニシティ—中国帰国者の事例分析を中心に—」『日本のエスニック社会』明石書店, pp.254-280.
- 春日キスヨ (2001)『介護問題の社会学』岩波書店.
- 国連開発計画 (UNDP) ホームページ (<https://feature.undp.org/coronavirus-vs-inequality/ja/>) (最終アクセス日: 2020年9月1日).
- 熊谷晋一郎 (2018)「障害—障害を持つ子どもへの暴力を防ぐために—」木村草太編『子どもの人権を守るために』晶文堂, pp.97-109.
- 毎日新聞デジタル版, 2019年9月1日付. (<https://mainichi.jp/articles/20190504/k00/00m/040/098000c>) (最終アクセス日: 2020年9月1日).
- 毎日新聞取材班 (2020)『にほんでいきる—外国からきた子どもたち—』明石書店.
- 三井さよ (2013)「<場>カーケア行為という発想を超えて」三井さよ・鈴木智之編『ケアのリアリティー境界を問い直す—』法政大学出版局, pp.13-45.
- 宮島喬 (2017)「外国人の子どもたちの現在—なぜ「外国人の子ども白書なのか」—」『外国人の子ども白書』明石書店, pp.5-20.
- 文部科学省 (2016)「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査 (平成28年度)」(https://www.estat.go.jp/statsearch/file_s?page=1&layout=datalist&toukei=00400305&tstat=000001016761&cycle=0&tclass1=000001102915&tclass2val=0) (最終アクセス日: 2021年2月14日).
- 文部科学省 (2019)「外国人の受け入れ・共生のための教育推進検討チーム報告—日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション—」. (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/fieldfile/2019/06/17/1417982_02.pdf) (最終アクセス日: 2020年9月1日).
- 長野県「長野県多文化共生推進指針2020」(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kokusai/kaitei/documents/2020.pdf>). (最終アクセス日: 2020年9月1日).
- 永吉希久子 (2020)『移民と日本社会』中公新書, p.90.

- 中根成寿（2006）『知的障害者家族の臨床社会学—社会と家族でケアを分有するために—』明石書店.
- OECD 編 徳永優子訳（2018年）『世界の移民政策 OECD 国際移民アウトルック（2016年版）』明石書店, p.90
- 奥野ひろみ・五十嵐久人・成田太一・山崎明美・高橋宏子（2012）「長野県内市町村保健センターにおける在日外国人母子への支援に関する研究」『小児保健研究』第71巻, 第4号, pp.518-525.
- 齋藤ひろみ（2017）「日本語教育—社会参加のための「ことばの力」を育む—」荒牧重人ほか編『外国人の子ども白書—権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から—』明石書店, pp.118-120.
- 佐藤友則（2018）「長野県・松本市における多文化共生推進施策への提言：市内当事者ヒアリング及び金沢市・飯田市との比較研究から」『信州大学総合人間科学研究』12, pp.103-118.
- 総務省『多文化共生の推進に関する研究会報告書—地域における多文化共生の推進に向けて—（2006年3月）』（https://www.soumu.go.jp/main_content/000539195.pdf）（最終アクセス日：2020年9月1日）.
- 鈴木文治（2019）『排除する学校』明石書店, 2010年, pp.72-98.
- 富谷玲子（2010）「地域日本語教育批判—ニューカマーの社会参加と言語保障のために—」『神奈川大学言語研究』第32巻, pp.59-78.
- 豊田秀樹（1998）『調査法講義』朝倉書店, pp.37-38.
- 土屋葉（2002）『障害者家族を生きる』勁草書房.
- UNDP（2014）『人間開発報告書2014（日本語概要版）』（https://www.undp.org/content/dam/tokyo/docs/Publications/HDR/2014/UNDP_Tok_HDR2014summary_20140724.pdf）（最終アクセス日：2020年9月1日）.
- 山岡テイ（2007）『多文化子育て 海外の園生活・幼児教育と日本の現状（子育てサポートブック）』学習研究社, pp.13-14.
- 要田洋江（1999）『障害者差別の社会学：ジェンダー・家族・国家』岩波書店.